

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表一の項中「銃砲等の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲所持許可申請手数料」を「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同表三の項中「猟銃等の」を「猟銃及び空気銃の」に、「猟銃等を」を「猟銃又は空気銃（以下この表において「猟銃等」という。）を」に改め、「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項の次に次のように加える。

三の二 法第五条の三の二 第一項に規定するクロス ボウの取扱いに関する講 習会	クロスボウ取 扱講習会手 料	一人に つき	六、九〇〇円。ただし、現に法第四 条第一項第一号の規定による許可を 受けているクロスボウを所持してい る者にあつては、三、〇〇〇円
--	----------------------	-----------	--

別表第一六の表六の項中「銃砲等の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「外国人銃砲所持許可申請手数料」を「外国人銃砲刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同表七の項の次に次のように加える。

七の二 法第七条第一項た だし書の規定によるクロ スボウの所持に係る許可 証への許可事項の記載の 申請に対する審査	クロスボウ所 持許可証記載 申請手数料	一件に つき	六、八〇〇円。ただし、同時に一を 超える許可を申請する場合における 当該一を超える許可に係るものにあ つては、四、三〇〇円
---	---------------------------	-----------	--

別表第一六の表八の項中「猟銃等の」を「猟銃等又はクロスボウの」に、「猟銃等所持許可証書換え手数料」を「猟銃等クロスボウ所持許可証書換え手数料」に改め、同表九の項中「猟銃等の」を「猟銃等又はクロスボウの」に、「猟銃等所持許可証再交付手数料」を「猟銃等クロスボウ所持許可証再交付手数料」に改め、同表十の項の次に次のように加える。

十の二 法第七条の三第一項に規定するクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	クロスボウ所持許可更新申請手数料	一件につき	七、二〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、六、八〇〇円）。ただし、同時に一を超える許可の更新を申請する場合における当該一を超える許可の更新に係るもの及び同時に七の二の項に規定する許可事項の記載の申請をする場合にあつては、四、八〇〇円（新たな許可証の交付を伴わないものにあつては、四、四〇〇円）
---	------------------	-------	--

別表第一六の表に次のように加える。

十七 法第九条の十六第一項に規定するクロスボウ射撃資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	一件につき	九、三〇〇円。ただし、同時に一を超える認定を申請する場合における当該一を超える認定に係るものにあつては、五、六〇〇円
---	------------------	-------	--

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

提 案 説 明

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウ取扱講習会手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。